

指定共同生活援助事業者  
指定施設入所支援事業者 御中

奈良市障がい福祉課

## 共同生活援助事業および施設入所支援事業における敷金等の取扱いについて

日頃は奈良市の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。  
指定共同生活援助および指定施設入所支援における入居時における敷金等の取扱いについては、下記のとおり、ご留意ください。

### 記

#### 1、利用者から支払いを受けることができる費用等とは

共同生活援助の場合は「食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費」になります。  
施設入所支援の場合は「食事の提供に要する費用及び光熱水費、利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用、被服費、日用品費、その他の日常生活費」になります。  
詳細は別紙を参照してください。

#### 2、敷金等についての考え方

(1) 敷金とは「家賃の担保的な要素が強く、退去時における原状回復すべき費用に充てた後、差額については返還されるべきもの」になります。

↓  
「敷金」等としての費用徴収については、「取扱いが不明な状態」かつ「原状回復費についても不明瞭な状態」での徴収に該当するため、入居時における前払い又は前払いに係る分割払いに関わらず望ましくありません。

(2) 指定共同生活援助事業所（または指定施設入所支援事業所）側が利用契約を結ぶ際に敷金を要求するのであれば、資力のある利用者のみしか利用できなくなるケースが発生するおそれがあります。

↓  
「敷金を支払うことができないため、共同生活援助（または施設入所支援）の利用を断る」ことについては、基準省令第11条（または施設入所支援に係る基準省令第9条）に該当せず、サービス提供を断る際の正当な理由とは認めがたいものです。

※基準省令＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」

※施設入所支援に係る基準省令＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）」

(3) 「(1) 及び (2)」の2点の理由より、指定共同生活援助事業所および指定施設入所支援において入居時に、家賃等の費用と併せて敷金等を徴収することは適切ではなく、居室の原状回復費等についてはその都度で徴収することが妥当な取扱いになります。

奈良市障がい福祉課

自立支援給付係

TEL:0742-34-4593

FAX:0742-34-5080

**【共同生活援助事業者（または施設入所支援事業者）が利用者から支払いを受けることができる費用】**

**1、根拠**

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）」→第 210 条の 4 第 1 項から第 3 項（介護サービス包括型共同生活援助について）

第 213 条の 11（日中サービス支援型共同生活援助について第 210 条の 4 を準用）

第 213 条の 22（外部サービス利用型共同生活援助について第 210 条の 4 を準用）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）」→第 19 条第 3 項第 3 号（施設入所支援について）

**2、利用者から支払いを受けることができる費用**

（下記は共同生活援助の場合。なお、施設入所支援においても⑥は共通。）

①利用者負担額（所得状況により、訓練等給付費の一部が自己負担になる）

②食材費

③家賃

④光熱水費

⑤日用品費

⑥その他の日常生活費（詳細通知：障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号））



**「その他の日常生活費」とは**

→利用者の自由な選択に基づき、事業者が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費。

**金銭の支払いを求める場合の考え方等**

- ①対象となる便宜と、給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係が無い。
- ②給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用（お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等）の受領は認められず、費用の内訳を明らかにする。
- ③実費相当額の範囲内で行う。
- ④対象となる便宜及びその額は、運営規程に定める。
- ⑤サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示する。
- ⑥額が、その都度変動する場合は、「実費」という形で定めてよい。
- ⑦給付費に含まれるものは、利用者から徴収することはできない。
- ⑧金銭の使途が、直接、利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるものに限る。
- ⑨金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払いを求める理由について、事前に書面で明らかにし、十分な説明を行って同意を得る。